

★R4.4.1 保険適用診療分から 助成開始★

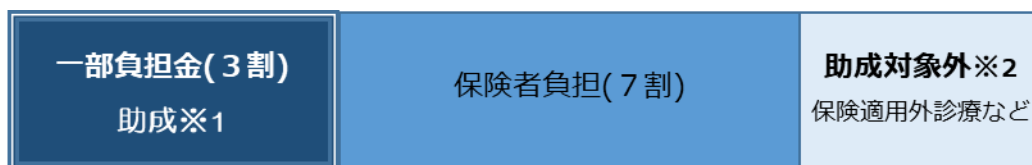
令和5年度 今治市不妊治療費助成事業の申請をされる方へ

1 対象者 以下のすべてに該当する方

- 申請時に夫婦のいずれかが今治市内に住所を有し、その期間が1年以上であること（事実婚を含む）
- 夫婦のいずれもが申請時点で市税の滞納がないこと
- 他の自治体で重複して助成を受けていないこと

2 助成の額

保険適用となる不妊治療等（処方箋による調剤料を含む）の、一部負担金部分を助成



※1 助成額から除くもの

- 高額療養費
- 国又は愛媛県から交付される助成金等
- 加入する健康保険の規約又は定款による付加給付

【～R5.3 診療分】

- そのほか、不妊治療等を受けたことに対する給付金（生命・医療保険）等（生命保険・医療保険の入院・手術などに係る給付金等）について助成額から除きます。

【R5.4 診療分～】

- 高額療養費・付加給付以外の給付金については除きません。

※2 助成対象外の費用

- 入院時の食事療養標準負担額
- 文書料、個室料その他の不妊治療に直接関係のない費用
- 不妊治療等を伴わない不妊症を診断するための検査費用
- 先進医療等の保険適用外診療



○高額療養費とは

医療機関や薬局の窓口で支払った自己負担額が、ひと月の間で自己負担限度額を超えた場合にその超えた金額を支給する制度

○付加給付とは

自己負担額が高額になった時に、高額療養費とは別に各健康保険が定めた基準に従って独自に行われる給付

◆限度額適用認定証・高額療養費・付加給付について◆

治療前に加入している健康保険へお問い合わせのうえ**限度額適用認定証**の交付を受けてください。認定証を窓口で提示していただくと、窓口での負担が外来・入院ともに限度額までとなります。

高額療養費・付加給付の支給については、加入している健康保険によって異なります。制度の詳細や支給方法は、加入している健康保険にお問い合わせください。

支給がある場合、給付額が確認できる書類のご提出が必要です。(コピー可)

3 申請について

申請期間：不妊治療を受けた月の翌月初日から 1 年以内

(例：R5.4 診療分の申請・・・R6.4.30 までに申請してください。)

★必要書類★

《全員》

- ・不妊治療等に係る費用の助成金交付申請書兼請求書
- ・不妊治療等に係る費用の助成事業受診証明書（受診月ごとに医療機関で作成）
- ・医療機関、調剤薬局が発行する領収書及び明細書
- ・通院者の保険証の写し
- ・通院者の高額療養費の限度額適用認定証の写し
- ・申請者名義の預金通帳（申請書に口座情報をご記入ください。）

《該当のある方》

- ・院外処方がある場合：薬剤内訳書（受診月ごとに調剤薬局で作成）
- ・事実婚による婚姻関係にある場合：事実婚関係に関する申立書
- ・加入する健康保険から高額療養費の給付を受けている場合：その額を確認できるものの写し
- ・加入する健康保険の規約又は定款による付加給付がある場合：その額を確認できるものの写し
- ・その他助成金や給付金（生命・医療保険等）がある場合：その額を確認できるものの写し（R5.3 診療分まで）

※事実婚や夫婦別居の場合は別途書類の提出が必要なことがありますので、事前にお問い合わせください。

※同診療月に夫婦両方が治療を受けている場合

○夫婦それぞれの口座に対象分を振込

⇒夫分、妻分についてそれぞれ申請が必要。

(医療機関の受診証明書・薬剤内訳書：夫婦まとめて 1 枚で可)

○夫婦どちらかの口座に 2 人分まとめて振込

⇒夫、妻どちらかがまとめて申請。**委任状②**が必要。

(医療機関の受診証明書・薬剤内訳書：夫婦まとめて 1 枚で可)



4 入金について

申請後 約2～4か月頃 口座を確認してください。

※高額療養費の支給確認に時間がかかる場合がありますのでご了承ください。

5 申請窓口・問合せ先

今治市役所 ネットワーク政策課 電話（0898）36-1553

各支所住民サービス課

※申請書類等は、ホームページからも確認・印刷できます。



ネットワーク政策課 HP